



令和6年度新たに住民税非課税等 となる世帯に対する給付金のご案内

- 令和6年度新たに住民税非課税となった世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

柴田町が確認書または申請書を受理した日から2週間後が目安です。
※受理したタイミングにより支給まで2週間以上かかる場合があります。

支給対象と申請の有無

(支給対象世帯)

基準日(令和6年6月3日)時点で柴田町に住民登録のある世帯のうち、下記すべての要件を満たす世帯

- ①世帯全員が令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税の方で構成される世帯
※「住民税均等割のみ課税」は定額減税前の税額で判断します。
- ②令和6年度住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯ではない。
- ③令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)の支給対象世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではない。
- ④世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ⑤世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。

世帯全員が令和6年1月1日時点で柴田町に住民登録されている。

世帯の中に令和6年1月2日以降に柴田町に転入された方がいる。

柴田町から「確認書」を送付しています。

要返送



受付期限: 令和6年11月15日(金)

詳しくは裏面「I」へ

申請書は窓口で配付しています。また、ホームページでもダウンロードできます。

申請が必要です

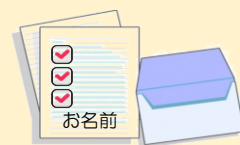
受付期限: 令和6年11月15日(金)

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 世帯の全員が、令和6年1月1日時点で柴田町に住民登録がある場合

- 対象となる世帯には、基準日時点で住民登録のあった柴田町から、給付内容や確認事項を記載した**確認書**を送付します。
- 確認書の記載内容を確認し、返信用封筒にて返信してください。



【確認事項】

- ① 支給要件の確認欄のチェック欄(□)に、チェックが入っているか
- ② 世帯主氏名記入欄や、確認日記入欄などが記入されているか
- ③ 「通帳等の写し」と「本人確認書類の写し」を添付したかどうか

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に柴田町に転入された方がいる場合

- 給付金を受け取るには**申請**が必要です。
- 申請書は福祉課窓口で配布しています。
また、町ホームページでもダウンロードできます。
- 対象となる世帯は、申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、福祉課に、直接または郵送でご提出ください。



【添付書類】

- ① 振込口座確認書類(通帳またはキャッシュカードの写し)
- ② 本人確認書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証等)
- ③ 令和6年度住民税の課税証明書または非課税証明書の写し
(令和6年1月2日以降に柴田町に転入した世帯員分)
→ 該当する世帯員それぞれの令和6年1月1日時点で住民登録のある市町村が発行する令和6年度住民税の課税証明書または非課税証明書の写しを添付してください。

- 世帯の中に未申告の方がいる場合は、収入申告を済ませてから申請してください。




令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

柴田町 福祉課 社会福祉班 「令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯に対する給付金」窓口

 0224-55-5010 (内線145・146)
受付時間 平日8:30~17:15